

道水路等境界確認事務実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公共用地の管理保全を適正かつ円滑に図るため、官地と民地との境界を協議の上、確認すること（以下「境界確認」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この要領は、東海市都市建設部土木課（以下「管理者」という。）が管理する道路、河川、水路及びその他の公共用地（以下「道水路等」という。）に関して適用するものとする。

(境界確認の申請)

第3条 管理者は、境界確認の実施に当たり、境界確認を申請する者（以下「申請者」という。）に境界確定（確認）申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を1部提出させるものとする。

(申請者)

第4条 申請者は、道水路等に隣接する土地の所有者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法人が土地所有者の場合は、法人の代表者とする。ただし、法人が解散又は倒産した場合は、清算人又は管財人とする。
- (2) 共有地の場合は、原則として共有者全員とする。ただし、他の共有者全員の委任を受けた者は、共有者を代表して申請することができる。
- (3) 土地所有者が死亡している場合は、原則として相続人全員とする。ただし、他の相続人全員の委任を受けた者は、相続人を代表して申請することができる。
- (4) 未成年者、成年被後見人等が土地所有者の場合は、法定代理人（親権者、後見人等）とする。この場合において、申請書に法定代理人であることを証明する書面を添付し、土地所有者署名の上、法定代理人が併せて署名をして申請するものとする。
- (5) 土地所有者が不在者の場合は、法定代理人（財産管理人等）とする。この場合において、申請書に法定代理人であることを証明する書面を添付し、土地所有者署名の上、法定代理人が併せて署名をして申請するものとする。
- (6) 開発行為、工事施工又は用途廃止に係る申請において、土地所有者が多数の場合はその施行者が土地所有者の委任を受け申請することができる。
- (7) 登記簿上の土地所有者以外の者が所有権を取得している場合、当該所有者以外の者が申請

することができる。ただし、所有権を証明する書面（売買契約書、土地売渡承諾書、印鑑証明書等）を添付する者に限る。

2 前項の規定にかかわらず、土地所有者に代わって事務の一部を代行する場合は、その代行者が申請書に委任状（様式第2号）を添付の上、委任状記載の事務を行うことができる。

（申請書の添付書類）

第5条 申請書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 位置図（縮尺2,500分の1程度の地図）に申請箇所を朱書きで表示したもの
- (2) 法務局備付けの地図又は公図の写し（これらを転写した場合は、転写した年月日を記入したもの）に申請箇所を朱書きで表示したもの
- (3) 委任状（代理人による申請、立会い等の場合は、委任した権限の範囲を明確に記入したもの）
- (4) 関係土地所有者等一覧表（様式第3号）
- (5) 現況実測平面図（土地家屋調査士又は測量士が作成したものに限る。）（側溝、建築物等の構造物と境界ラインの位置関係がわかるもの。）
- (6) その他境界確認に参考となる資料、確定図、地積測量図等
- (7) その他管理者が必要と認める図書

（書類審査・受理）

第6条 管理者は、申請を受けたときは次の事項を審査し、境界確認を実施することが適当であると認めるときは、境界確認申請受付簿（様式第4号）に登録するものとする。

- (1) 申請者が申請適格を備えていること。
- (2) 境界確認しようとする土地は、第2条に列記した道水路等であること。
- (3) 申請書に必要事項が記載され、かつ、必要図書が添付されていること。
- (4) 申請地及び付近地についての確定の有無。

（事前調査）

第7条 管理者は、申請地について必要に応じて次の事項を調査するものとする。

- (1) 旧土地台帳等及び周辺土地の沿革
- (2) 法務局備付地図（公図）の分筆、合筆等の経緯
- (3) 過去の立会記録、資料等
- (4) 境界付近地の沿革が確認できる市町村、社寺、旧家等が所蔵する古図、換地図等

（申請に基づく立会等の通知）

第8条 管理者は、第3条の申請書を受理したときは、申請者に対し、立会場所、立会日時及びその他必要な事項を通知するものとする。

2 申請者は、管理者が立会いを必要と認める者に対し、立会依頼をするものとする。

3 前項の立会いを必要と認める者は、原則として申請者（その代理人を含む。）、申請地に隣接する土地所有者、対側土地所有者、その他の利害関係者及び参考人（以下「隣接土地所有者等」という。）とする。

（現地における境界確認）

第9条 管理者は、区画整理確定図、公図の写し、地積測量図及びその他参考とすべき資料（以下「関係資料」という。）並びに現地の事前調査及び関係者の意見等に基づき境界の確認を行うものとする。

2 管理者は、管理区域内の土地の所有権が本市以外の者にある場合、必要があると認めるときはその者に意見を求めるものとする。

3 管理者は、立会いに当たり、申請書に添付されている関係土地所有者等一覧表（様式第3号）により立会者を確認するものとする。

4 境界確認においては、原則として立会者全員によって境界の確認を行うものとする。ただし、都合により立会いを同時に行えない場合は、その都度協議のうえ立会いをを行うものとする。

（境界立会確認報告書の作成及び提出）

第10条 管理者は、前条第4項の境界の確認が得られた場合は、申請者に境界立会報告書（様式第5号）及び筆界立会確認書（様式第6号）を作成させ、添付書類とあわせて正本及び副本を各1部提出させるものとする。筆界立会確認書は原則として市の定める様式第6号を用いるものとするが、土地家屋調査士の様式等、同等の記載事項を有する書式のものであれば代用しても良いものとする。

2 申請者は、筆界立会確認書に立会年月日を記入するとともに署名し、かつ、隣接する土地所有者及び対側土地所有者の署名を得るものとする。ただし、対側土地所有者が、筆界立会確認書への署名を拒否した場合は、筆界立会確認書及び確定図にその旨を明記することで署名は省略できるものとする。

3 管理者は、境界の確定がなされたと認めたときは、境界確定通知書（第7号様式）に申請者から提出を受けた筆界立会確認書等の副本1部を添付し、申請者に通知することをもって境界確認事務を完了するものとする。

（境界立会報告書の添付書類）

第11条 境界立会報告書の添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 位置図（縮尺2,500分の1程度の地図）
- (2) 法務局備付地図又は公図の写し
- (3) 確定図（道水路等の幅員を明記すること。）
- (4) 現況実測平面図（土地家屋調査士又は測量士が作成したものに限り。）（側溝、建築物等の構造物と境界ラインの位置関係がわかるもの。）
- (5) 境界杭等の写真（境界杭等の近景及び遠景）
- (6) 筆界立会確認書
（境界標の支給）

第12条 申請者は市マーク入りの境界杭等の支給を受けるときは、境界杭等交付申請書（様式第8号）を管理者に提出するものとする。

2 申請者は境界杭等の交付を受け、設置が完了したときは、杭等の交付後1ヶ月以内に境界杭等設置報告書（様式第9号）を管理者に提出するものとする。

（境界確認証明書の交付）

第13条 管理者は、第8条第1項の規定により申請者に通知した後3か月以内に、申請者から境界確認の結果について証明を求められたときは、境界確定証明願（様式第10号）の正本及び副本を各1部提出させるものとする。

2 管理者は、境界確定証明願を受理したときは、境界立会記録簿等に基づいて境界を確認し、境界確定証明願にその内容で境界確定がなされた旨を明記のうえ、境界確定証明書として申請者に交付するものとする。

3 管理者は、第10条第1項の境界立会報告書を申請者が提出する前に、申請者又は代理人からの境界確定証明願の提出があった場合は、当該境界立会報告書の提出及び第10条第4項の境界確定通知書の通知を省略することができる。

（境界確定証明願の添付書類）

第14条 境界確定証明願の添付書類は、第10条第1項の筆界立会確認書の添付書類と同様の書類を添付するものとする。

（申請書の取り下げ）

第15条 申請書の取り下げは、申請者から境界確認申請書取下願（様式第11号）に理由を記して提出させるものとする。

（申請書の却下）

第16条 管理者は、次の場合境界確認申請書却下通知書（様式第12号）により受理した申請書を却下することができる。

- (1) 申請者に提出を求めた書類が提出されず、催告するも、さらに60日以内に提出がない場合。
- (2) 申請者に第8条による現地立会の通知をするも、これに応じず、さらに60日以内に現地立ち会いに応じない場合。
- (3) 前号の催告は、催告通知書（様式第13号）により申請者に通知するものとする。
- (4) 管理者は、前号及び第1項に定める通知が申請人に到達しない時は、告示をもって通知に変えるものとする。

（境界確認の不調通知）

第17条 管理者は、次の場合には境界確認不調通知書（様式第14号）により申請者に通知するものとする。

- (1) 申請者と境界確認線について確認協議がととのわない場合。
- (2) 境界確認図書が第9条の境界確認の協議がととのった日から120日以内に提出されない場合。
- (3) 申請する土地が訴訟又は紛争中の場合。ただし訴訟内容により境界確認をおこなっても支障のないものは、この限りではない。
- (4) その他境界を確認することができない場合。

（対側土地の立会基準）

第18条 第9条及び第10条の境界確認において対側土地所有者の立会い及び承諾は原則として、得るものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 申請地に隣接する道路の幅員（現況の幅員及び公図幅）が4m以上ある場合。
- (2) 区画整理事業等が行われており、換地資料を有し、数値または座標にて復元可能な区域。
- (3) 対側土地が過去に境界確定している場合又はこれに類する場合で、過去の確定内容を公差の範囲であり、対側土地所有者に確定図及び立会済みであることが確認できる場合。
- (4) 管理者が、対側土地所有者の承諾が不要と認める場合。

（地図訂正）

第19条 管理者は、境界確認の結果、地図訂正が必要と認めるときは、申請者に対し、その手続きを速やかに行うように指導するとともに、訂正後の地図を提出させるものとする。

（雑則）

第20条 この事務実施要領に定めのないものについては、その都度管理者が定める。

附則

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行以前に申請のあったものは、この要領の規定にかかわらず、従前の取扱による。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年8月1日から施行する。